



諮問第 39 号

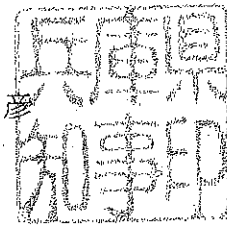
兵庫県環境審議会

「生物多様性ひょうご戦略」改定に係る基本的な事項について（諮問）

「生物多様性ひょうご戦略」の改定を行いたいので、その基本的な事項について諮問します。

令和 5 年 7 月 2 8 日

兵庫県知事 齋藤 元彦



〔諮問理由〕

本県では、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づく地域戦略として、また「兵庫県環境基本計画」における自然共生分野の具体化を図る戦略として、平成 20 年度に「生物多様性ひょうご戦略」を策定して以降、5 年ごとに改定を行い、顕在化する環境問題に対応した施策を推進してきた。

平成 30 年度の改定から 5 年を迎える中、令和 4 年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を踏まえ令和 5 年 3 月に国が策定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」をはじめ、新たな環境課題や社会情勢の変化に的確に対応するため、同戦略改定の基本的な事項について意見を求める。